







韓日産業技術協力財団の紹介



▶ 設立目的

1992年1月にソウルで開催された韓日首脳会談(盧泰愚大統領、宮沢喜一総理)で発議された"貿易不均衡の是正などに向けた具体的な実践計画"の一環として、韓日両国間の産業技術協力の促進と相互交流による発展的かつ未来指向の韓日関係の確立に貢献すべく、両国に財団を設立する。

▶ 主要沿革

- 1992. 6. 韓日両国政府間の「韓・日貿易不均衡是正などに向けた具体的な実践計画を合意」
- 1992. 9. 韓日産業技術協力財団の設立
 - 12. 日韓産業技術協力財団の設立(日本政府)
- **1998.10.** 韓日共同宣言(21世紀に向けた新しい韓日Partnership)
- 2008. 4. 韓日首脳会談共同発表(両国間の産業協力強化に期待を表明)
- 2008.10. 第1回韓日産業技術FAIR 開催(韓日産業協力賞制定)
- 2011. 6. 日本技術士会とMOU締結
- 2013. 1. 第3国共同進出協力事業推進
- 2015. 2. 製造革新人材養成センター開所
- 2019. 1. 日刊工業新聞社とMOU締結

▶ 理事長 ご挨拶



韓日産業技術協力財団は、1992年韓日首脳会談を機に設立されて以来、両国間の産業技術協力を通じた国内企業の成長・発展に向けてビジネスマッチング、人の交流(研修・指導)、地域間交流、情報提供など、総合的かつ体系的な支援に努力するとともに両国間の友好増進に向けて最善を尽くしてまいりました。

当財団は、韓日両国の産業技術協力の役目を果たし、国内の中小企業がグローバル企業へ成長・発展できるよう力の限りサポートし、両国間の新たな協力基盤の強化に向けて最善を尽くしてまいります。

何卒、今後とも引き続き、韓日産業技術協力へのご関心とご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、皆様のご多幸とご健勝を心より祈念いたします。

(財)韓日産業技術協力財団 理事長 **金 鈗** (社)韓日経済協会 会長 (株)三養ホールディングス 会長

韓国中小企業技術指導事業

▶ 事業概要



(装置開発、工程改善、技術人材育成など)

▶ 事業目的

日本退職技術者の技術指導を通じて韓国企業は技術力・品質向上を図り、部品調達などビジネス関係にある日本企業は製品の競争力向上・海外輸出増大等、両国企業間の相互発展を図る。

▶ 指導分野

- 製造業生産技術の全分野
- ① 金属·機械加工 ② プレス·金型 ③ 化学·高分子·ゴム·合成樹脂 ④ 成形·鋳造·鍛造
- ⑤ 組立·自動化 ⑥ 設計·開発·計測·試験 ⑦ 熱処理·表面処理 ⑧ 設備·装備·プラント
- ⑨ 電気·電子部品·IT·材料 ⑩ 環境·エネルギ·繊維·食品 ⑪ 経営指導·生産最適化 ⑫ その他生産技術

▶指導形式

日本の技術者が訪韓し、韓国企業の現場指導又は日本にての遠隔オンライン指導

▶ 指導期間

最大年8ヶ月(延長可能)



> 韓国企業への支援内訳

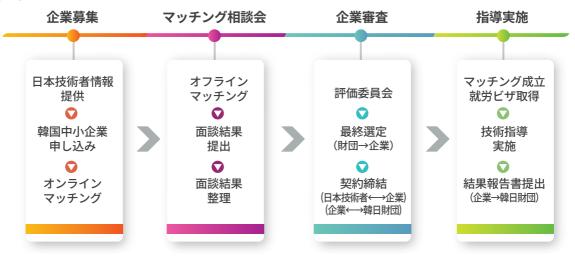
① オフライン指導(訪韓指導)

支援項目	支援内容及び条件
諮問料	1日 20万ウォン、月最大 300万ウォン上限
滞在費	1日 8万ウォン、月最大 120万ウォン上限
渡航費	航空便:エコノミー席、船便:2等席基準実費50%
通訳料	所要費用の60%以内で、1日最大18万ウォン、月最大270万ウォン上限
その他 研究活動費	最大500万ウォン以内で実費100% A Group 企業のみ該当 (試験研究、材料購入、資料調査など)

② オンライン指導(Zoom等を利用した遠隔オンライン指導)

支援項目	支援内容	及び条件				
諮問料	(財団登録技術者からの発掘依頼) (企業自体発掘技術者からの指導) 1日25万ウォン (月最大375万ウォン上限) (月最大 300万ウォン上限)					
通訳料	所要費用の80% (通訳費1日最大24万ウォン、月最大360万ウォン/ 宿泊費1日最大 5万ウォン、月最大 75万ウォン)					
オンライン指導の 付帯経費	所要費用の80% (月最大60万ウォン) 技術者日本現地指導活動費(現地移動放 ビデオ会議システム装備(ウェブカメラ					
資料翻訳費	所要費用の80%、月最大30万ウォン					
その他 研究活動費	最大500万ウォン以内で実費100% A Group 企業のみ該当 (試験研究、材料購入、資料調査など)					

▶事業の流れ



▶マッチング相談会は2008年より年2~3回実施中

年度	日付	韓国参加企業	日本面談技術者	相談件数
2014	4月 22日 ~ 24日(東京、大阪)	44社	61名	92件
2014	10月 1日(ソウル)	46社	50名	72件
2015	4月 7日~9日(東京、大阪)	38社	52名	72件
2013	9月 11日(ソウル)	32社	39名	50件
	4月 7日(東京)	42社	64名	76件
2016	7月 14日(ソウル)	17社	18名	22件
	10月 27日(ソウル)	31社	45名	54件
2017	4月 6日(東京)	31社	56名	67件
2017	9月 26日(ソウル)	38社	51名	67件
2018	4月 5日(東京)	37社	78名	100件
2016	9月 19日(韓国高陽)	37社	56名	67件
2019	4月 11日(東京)	27社	52名	69件
2019	9月 25日(ソウル)	34社	49名	70件
2020	5月 13日(オンライン)	26社	49名	57件
2020	11月 5日(オンライン)	25社	36名	41件
	3月 24日(オンライン)	34社	47名	63件
2021	6月 30日(オンライン)	14社	27名	29件
	11月 2日(オンライン)	21社	35名	38件
	計	574社	865名	1,106件

[※] 実際の契約成立率は相談会件数の約50%



オフライン相談会



オンライン相談会

▶主な推進事業

マッチング 相談会 5p

韓国企業: 日本の技術者 1:1マッチング 相談会

年2~3回 (韓国・日本開催) 技術人材 養成教育 7p

日本技術者 (講師) 企業在職者 (研修生)

年1~2回 (韓国開催) 短期技術指導 8p

韓国企業: 日本の技術者 ワンポイント 指導

年1回 (4日*10社) 事業説明会 9 p

日本技術者 新規登録案内 事業成果広報

年1回 (日本開催)



マッチング相談会



技術人材養成教育



短期技術指導



事業説明会

技術人材養成敎育

> 概要

- 財団に登録された日本技術者を講師に招き、技術教育プログラム運営
- 専門知識の教育と韓国の中小企業の隘路技術について個別指導の実施
 - ・開催計画:年1回 4日間/韓国内の研修院(集合教育)
 - · 進行形式: 開設課程別所属人員(5~6人)を対象に、講義·討論·指導(逐次通訳)

> 課程

金型設計/機械設計/射出成型(プラスチック)/精密加工/塑性加工/熱処理/表面処理/自動化(FA)など

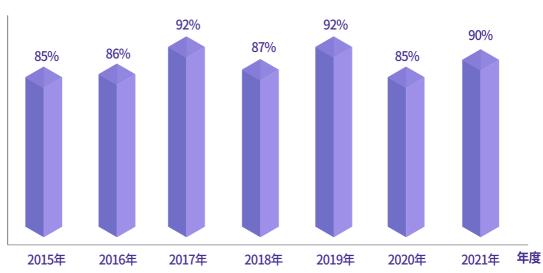
▶ 構成

区 分	內 容
理論の講義	生産現場で必要な知識やノウハウなどの該当固有技術を講義
ケーススタディ	事前に提出された課題について講師の経験などをもとに把握
課題の指導	個々の課題の原因分析を実施して、問題の解決策を導き出す
改善案まとめ	課題の指導で導出された改善案を個別にまとめ
最終報告会	問題点と解決策をまとめて発表

▶ 年度別教育満足度の結果

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
満足度	85%	86%	92%	87%	92%	85%	90%

満足度





企業現場短期技術指導

▶ 概要

日本技術者を企業に短期間派遣し、現場隘路技術に対する問題解決の手法及び改善を指導・提言

>対象及び規模

韓国製造中小·中堅企業 10社

▶ 指導分野

- 製造業生産技術の全分野
- ① 金属·機械加工 ② プレス·金型 ③ 化学·高分子·ゴム·合成樹脂 ④ 成形·鋳造·鍛造
- ⑤ 組立·自動化 ⑥ 設計·開発·計測·試験 ⑦ 熱処理·表面処理 ⑧ 設備·装備·プラント
- ⑨ 雷気·雷子部品·IT·材料 ⑩ 環境·エネルギ·繊維·食品 ⑪ 経営指導·牛産最適化 ⑫ その他牛産技術

▶ 指導構成等

指導委員構成	時期	規模	期間	備考
日本技術者1人、韓国専門家*1人 通訳1人	7月中	10社	4日/社	[事前調査]並行

- * 韓国専門家:日本技術者の指導を補助する国内専門家
- ※ 指導終了後、継続指導希望の際は、韓国中小企業技術指導事業支援プログラムと連係支援(8月~11月)

▶ 指導内容及び方法

製造現場隘路技術に対する問題確認、原因分析、解決策提示及び製造現場全般に対する改善事項提言などオフライン又はオンライン指導実施

※ 新型コロナウイルス(COVID-19)のためオフライン指導が難しい状況下で、必要に応じてZoomなどのWEBビデオ会議サービスを活用した「オンライン指導」の形で進行(写真、映像等活用)

【韓国企業】財団登録技術者Pool(858名)から複数の関心技術者の指名(最大3名)&指導希望課題(申請書)の提出→【日本技術者】課題評価→【国内専門家】事前調査の実施と選定 → 【日本技術者&国内専門家】選定企業に対して短期現場指導を実施

韓国中小企業 技術指導事業

技術指導事業說明会

財団の紹介

事業説明

日本技術者の指導事例発表

技術者の意見まとめ

登録技術者の管理

技術者とのネットワーク構築

> 概要

- 韓国中小企業の技術指導事業の趣旨及び参加方法/進行手順の案内など事業説明会の開催を通じて 技術者ネットワーク強化及び新規技術者の発掘などを図る

・開催計画:年1回 12月/日本(新型コロナウイルスの影響で'20~'21はオンライン開催

・参加対象:財団登録済みの日本技術者及び本事業に関心のある日本技術者

▶ 主要內容

- 技術指導事業の趣旨及び参加手続きのご案内
- 本事業に参加した日本技術者の指導の事例発表
- 質疑応答&昼食



2018 説明会



2019 説明会



2020 説明会



2021 説明会



日本技術者の登録のご案内

本技術指導事業に参加するためには、事前に財団の技術者としての登録が必要であり、登録後は、本事業に参加することができるよう財団からマッチング相談会、説明会などのイベント関連情報を提供

▶ 登録対象

- 韓国企業との製造/開発技術、改善を必要とする技術
- 生産管理技術の指導が可能な技術専門家

▶ 業務分野

- ① 固有技術 (生産技術、製造技術、加工技術など現場技術中心)
- 機械、金属加工 機械(装備 or 設備)製作、製造
- 表面処理、メッキ、塗装、熱処理、溶接、接合、腐蝕、射出成形、鋳造、鍛造
- 組み立て、自動化 振動、騒音、汚・廃水など環境、バイオ
- 電気及び電子部品、基板、材料 その他現場技術
- ② 開発/設計技術
- 製品開発
 - * 新規または進行中のプロジェクト(製品、設備、部品など)の開発業務または諮問
- 設計技術(製品、設備、部品など)

分野別固有技術者(生産、製造、加工)を推薦

※ 経営コンサルタント、マネジメント、教育関連専門家は多数登録した関係で推薦段階でなるべく除外

▶ 業種

- 機械、金属、電気・電子、自動車、化学、情報通信、繊維、環境など製造業 (製造関連ソフトウェア、防災産業含む)
- 新技術及びトレンド産業分野(IoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能など 4 次産業関連、自動化センサーなどスマートファクトリー)、海外依存度が高くて技術自立が必要な基礎産業分野(素材・部品・装備)
- *非製造業及び支援分野ではない1次産業(水産、山林、農林)の新規技術者は推薦段階で排除(非対象)

▶ 企業経歴

- 大企業または製造業10年以上在職した退職技術者として、該当技術の専門知識保有者または現場技術者(現場経験者を含む)

日本技術者の登録のご案内

▶ 年齢

- 75歳以下
- * 76歳以上の新規技術者は推薦段階で排除(非対象)

▶ 登録期間

- 選定基準に基づき、60点以上を得点した技術者は財団専門家として新規登録し、活動期間は登録 日から85歳までにする。
- 病患や死亡などにより本人又はご家族及び推薦者が辞退を希望する場合には事務局でそれを辞退 処理する。
 - ※ 技術指導中企業又は関係者との間で社会的物議を醸したりクレームを受けた場合、それを疎明して技術者の過ちが明白な場合は、本人に通報して事務局が除名することが出来る。

▶ その他事項

- 権威ある受賞実績、優秀指導事例、指導実績及び経験(多数/多年間の著しい実績で、海外実績中心)。 その他技術士、診断士資格証、博士の学位、技術者の会・団体責任者級

▶ 提出書類(財団様式)

- ①確認書 ②日本技術者の履歴カード
- ※ オンライン登録は17~18Pを参照

▶ 情報公開

- 登録が完了すると、韓日財団のホームページ(www.kjc.or.kr)に個人情報を除いた技術者の履歴 カード 公開
- 公開された履歴カードは、韓国企業が閲覧した後、指導依頼の可否を決定するため、可能な限り 具体的に記載することが必要。・現在(2021年12月基準)の登録技術者数:858人

> 登錄手続き



▶ 韓日財団の専門家登録ホームページ

www.j-engineer.or.kr



履歴カード掲載サンプル(財団ホームページDB)

일본기술자 이력CARD

2	유번호	853		생년	1953년생(만 68세)	성별	남
	구분	q	분류		중분류		소분류
전문분야	분류 1	7. 지식서비스		경영전략/ 금융/ 무역	1 서비스 (7001)	기타경영전략/금융/	무역서비스기술
GEEN	분류 2	7. 지식서비스		연구개발/ 엔지 니어	링 서비스 (7002)	제품품질 관리기술	
	분류 3	7. 지식서비스		부가가치/ 사후관리	서비스 (7005)	제품-서비스 유지/운	영/사후관리
전문용어 (키워드)	ISO9001, ISO140	01, 품질보증, 경영, 품질	개선				
	기간	출신 학교 및 기관	학위 및 부서		담당직무	÷	행 프로젝트
	1983.3	히로시마 대학	대학원 공학 연구과				
	1983.4~2001.3	마츠다 주식회사	공학석사(시스템공학)				
학력 및 경력사항	1983.4~2001.3	Auto Alliance Inc .	해외서비스부		어레인지, CS개선/딜러 운영 시스템 구축 및 해외판매사 도		
	1983.4~2001.3	마츠다 주식회사		공장에서의 품질보증	5부문(미국 미시간주)		
	1983.4~2001.3	주식회사 유어즈 브레 인		시장품질총광실(수입 터세일즈 영역 담당)	입차,OEM담담)경영기획(애프		
	2015.10~	일본 피에이알 컨설팅		대표이사(경영컨설턴	년트, ISO 심사위원)		

▶ 提供情報

- 日本で開催される事業説明会の案内
- 韓国と日本で開催されるマッチング相談会の案内
- 韓国企業からの技術指導の依頼事項など

(単位:名)

年度	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21
技術者 数	150	191	294	356	396	447	485	560	630	708	781	823	844	858

登錄書類 ①確認書

確認書

私()は、(財)韓日産業・技術協力財団(以下当財団と呼ぶ)が実施する、日本技術専門家による韓国中小企業に係る技術指導事業において、技術指導を行う意思があること、又当財団の日本技術専門家としての登録を認めることを確認致します。

西暦 年 月 日

氏 名 印





登録書類 ②日本技術者履歴カード

日本技術者履歴CARD (登録用)

※韓国企業とのマッチングに必要な事項ですので、各項目はなるべく漏れなくご記入下さい。 ここに記載された個人情報は、本事業の目的以外には一切使用しません。また、企業とのマッチン グのための情報公開に当たっても、個人名及び連絡先は公開致しません。

									作	成	年	月	日
		姓 名						ローマ与	名	姓		名	
<写真>		生年月	B	西暦	年	. 月	日	性別	J		男性	□女性	
		住 所	ŕ	Ŧ									
TEL						F	AX						
携帯電話						E-/	Mail						
推薦人	*	アドバイザー	(拠点)(の姓名又は	紹介した	こ技術者の	の姓名		·				
		1)				2				記入	例	
		中分類	/]	分類	1	中分類		小分類	_	中分类		小分類	
専門分野		(番号)				(番号)				表面処 (1013		熱処理技術 (1013-01)	Ī
		「 産業技術分類 2入例欄も消し				優先順位	で御記入	下さい					
	1			2			③例舞	処理 ④)例)表	面熱処理技	5術 (5 例) 窒化処理	
専門用語 (キーワード)	専		ーワート	[*])で検索し								家機能'を利用 は、専門用語(キ	
		期間 (西暦)				校又は 業(機関)			(担)	学位又は 当職務/遂行			
W—— - 3													
学歴及び 経歴事項	ļ							ļ					
	:	資格及び免	許					1					
		著述/論文											
その他		受賞											
		外国語			吾(上 D他(·中·)	下)			韓国語 (₋ 不可	上・中	・下)	

	指導可能業種 ※複数選択 可能 □ 機械 □ 金属 □電気/電子 □ I T □ 自動車 □ 造船 □ 航空 □ 化学 □ 新素材 □ 食品 □環境 □ 纖維 □ バイオ/医療 □ 建設・エンジニアリング □ その他(
	指導可能職務 (製造業の技術業務を中心) ※複数選択 可能		□設計 □生産技術 □裝備技術 ス □ロボット・自動化 □防災・安全					
指導可能分野 及び業種	指導可能内容	※本項目は重要な事項ですので、具 尚、記入スペースが足りない場合に						
	指導可能期間(日数)		()日/月					
指導実績及び 経験	指導課題名	指導内容	指導期間	実施国家				
教育・セミナー 実績及び経験	テーマ名(注	- 技術教育又はセミナー)	実施期間	実施国家				
		ですので、具体的に箇条書きなどで、分; 思題をこのように解決し、これからもこの りない場合は、適宜行を追加してくだ;	のような仕事を行います」 <u>等。</u>					
自己PR								



登録及びお問い合わせ先

▶ 韓日産業技術協力財団 産業協力室

事務局: 李炳國(イ・ビョングック) チーム長: bklee@kjc.or.kr

金 琸(キム・タク) 部長:tkim@kjc.or.kr

車恩英(チャ・ウンヨン) 代理:eycha@kjc.or.kr 朴鎭永(パク・ジンヨン) 研究員:jypark@kjc.or.kr

← 新規技術者登録担当者

TEL:+82-2-3014-9812/9801/9815/9849 FAX:+82-2-3014-9800

住所: 06059 ソウル市 江南区 宣陵路 131街 18-4(論峴洞) 韓日財団BD 3F

▶ 日本拠点運営案内

日本国内に係る日本技術者の新規発掘とサポートのために、日本国内の地域拠点を運営中

- 新規日本技術者の発掘活動
- 新規登録手続きのご案内とサポート
- 技術指導事業推進
- 技術指導事業に係るお問い合わせ対応
- 日本国内の協力ネットワークの構築など

▶ 日本拠点リスト

地域		氏名	キャリア	コンタクト
東京	横山 光雄	YOKOYAMA MITSUO	(前)三菱Material	mitsuo-yokoyama@jcom. home.ne.jp
東京	熊澤 壽人	KUMAZAWA HISATO	日本鋼管(NKK, 現JFE)	kumazawa@netjoy.ne.jp
九州	岩永 充三	IWANAGA ZUJO	(株)東芝 日韓産業技術協力財団	iwanaga13@nagasaki. email.ne.jp
関西	盛重 芳文	MORISGHIGE YOSHIFUMI	キャタピラー三菱(株) (有)OFFICE山口 経営 コンサルタント経営士	yoshi123@c-able.ne.jp

[※] 登録をご希望する方は事務局又は拠点にメールや電話でお問い合わせ可能

日本技術者の専用サイト - 「J-Engineer」(www.j-engineer.or.kr)

「J-Engineer」は、韓日財団からの新着情報、韓国企業-技術者間での「常時マッチング」の場として提供される日本技術者専用ホームページです。



● 企業求人依頼マッチングの流れ(企業用検索申請サイトと日本技術者ホームページを利用)

企業求人書作成

(2)

技術者ホームページの掲示

0

技術者支援申請



求人企業へ伝達及びメールマッチング

グ**()**

(マッチング判断後、希望時)遠隔オンライン相談

マッチング結果及び契約可否フィードバック

(2)

(契約希望時)支援評価及び 指導企業選定

(2)



▶新規会員登録を通じて、財団DBに登録可能

※ 会員の場合は履歴事項を訂正や求人企業との相談申込み、財団へのQ&Aが可能



▶お問い合わせ先

- 朴鎭永(パク・ジンヨン) 研究員 / 82-2-3014-9849 / jypark@kjc.or.kr

FAQ

- **Q** 企業との契約の際、締結する契約書はどちらが用意するのでしょうか。
 - A 指導事業に選定された企業に対して事業推進マニュアルを企業側に提供致します。マニュアル の中に契約に関する流れや契約書様式などがありますので、企業側にお問い合わせ下さい。

契約締結(日本技術者と企業)

【契約書作成要領】

- 企業との契約締結の際、様式は企業の様式 or 韓日財団の様式使用可能
 - * 財団様式: 日本語版添付
- 契約書には当事者間の捺印、割印が必要
- 契約書は日本語版・韓国語版を各々1通ずつ作成

【必須記載事項】

- 契約書には勤務期間、報酬(諮問料)を必ず記載
- 報酬は日当で記載し、滞在費とその他の費用とは分けて表示
- * 例: [オフライン] 諮問料¥50,000/日 [オンライン] 諮問料¥30,000/日 or ¥6,000/時間 ← 択一して記載
- 諮問料(報酬)は必ず送金(円またはウォン)する条項必須記載
- ※ 現金支給の際、財団支援不可(政府会計指摘事項)ので必ず送金
- (オフライン指導時)航空料及び宿泊費に対する企業負担条項の必須記載
- 企業側負担条項がない場合、財団からの滞在費支援は不可
- *例:甲(企業)は乙(技術者)の宿泊と食事代、航空料など負担する。
- オンライン指導の付帯経費-資料調査費支援金を希望する企業は'資料調査費'に対する 支給費用明記必須 ex)¥25,000/日または¥3,000/時間

【その他の事項】

○ 日本語版添付様式にない項目を別途追加する場合は、企業側と相互協議して追加可能



契約書-日本語版サンプル(案)

コンサルタント業務委託契約書

株式会社●●●(以下「甲」という)と、コンサルタント●●●(以下「乙」という)とは、コンサルタント業務に関して、次のとおり契約する。(以下「本契約」という。)コロナウイルス (COVID-19)の影響でオフライン(訪韓)指導が不可能な場合、オンライン(ビデオ通話指導)に代替して実施することができる。コロナの終息の状況によって双方合意を得て、オフライン(訪韓)指導の日程を決めることにする。

第1条(主要業務)

- ①本契約は「甲」が開発・生産する●●●製品に対して、「乙」は「甲」に、その製法、品質管理などにおける技術指導を行うものとする。
- ②「乙」は日本内の●●●分野の最新技術動向など「甲」の事前要請がある場合、資料調査を実施する。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、●●●●年●月●日から●●●●年●月●日までの●●ヶ月とする。ただし、期間延長の場合は契約期間終了の●●日前までに双方合意の上、決定するものとする。

第3条(勤務時間)

●時●分 ~●時●分(1日平均勤務時間:●●時間)

第4条(勤務方法)

- ①「乙」は、契約期間内で、毎月●日間勤務を基本とし、毎月勤務時間および、期間は相互打ち合わせで調整することができる。
- ②オフライン(訪韓)指導の場合、「乙」の勤務地は、「甲」の工場と、その系列事業場とする。
- ③オフライン (訪韓)指導の場合、「乙」の交通費、航空費、宿泊費、食費などの経費は、すべて「甲」が負担する。

第5条(報酬および実費負担)

①「甲」は、「乙」に諮問料 $\Psi \bullet \bullet \bullet \bullet$ /日を支給し、「乙」の指定銀行に毎月末日までに振り込むことにより、支払うものとする。

指導方法	諮問料
オフライン (訪韓)指導	ex) ¥●●●/日
オンライン(ビデオ通話指導) (Zoom等WEBビデオ会議サービスを活用した指導)	ex) ¥ ●●●●/日 又は ¥ ●●●/時間
資料調査費	ex) ¥●●●●/日 又は ¥●●●●/時間

- ②「乙」の技術指導結果によって、双方間で確認、協議し、その結果により成果給(premiium) も別途、配慮する。
- ③「甲」は、「乙」が韓国に駐在する間、諮問料とは別に必要とする、宿泊、食事提供。詳しい方法に関しては双方で協議することとする。
- ④「甲」は「甲」の要請による「乙」の資料調査などの業務遂行に伴う日本内移動経費(交通費等)を支援し、これは諮問料と一緒に振り込むことにする。

第6条(秘密保持)

「乙」は、業務遂行を通して知得した機密事項は、断じて第三者に漏洩してはならない。

第7条(契約解除)

「乙」が、契約解除に相当する契約違反をし、業務に莫大な支障が生じる場合、この契約は中途 で破約することができる。

第8条(協議)

本契約に記載のない事項、契約の解釈、運営に異見が生じた場合には、双方が誠意を持って協議し、円滑に解決する。

第9条(合意管轄)

「甲」および「乙」は、本契約に関して紛争が生じた場合には、「甲」の住所地を管轄する裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、「甲」と「乙」各記名押印のうえ、各1 通を保有する。

●●年●月●日

甲 株式会社●●●

代表取締役 ●●● 印

住所 ●●●

乙 技術者の姓名 ●● ●● 印

住所 ●●●



FAQ

- ② 日本語ウェブサイト「J-Engineer」について教えてください。
- A 基本的に事業日程、行事概要、告知、事業写真など財団の情報を周期的に提供する日本語サイトで、従来の財団登録手続をオンライン上で簡単に処理できるように運営しているホームページでございます。既に財団DBに登録されている技術者の方々には自動にIDが生成されるので、そのIDを使いログインされると技術者本人の履歴を簡単に修正したり、韓国企業の技術指導関連の求人需要を確認・相談を依頼するなど色んな機能を活用することが出来ます。その他にもFAQ、QnAなどの機能も多くの活用をお願い致します。
- **Q** 日本優秀退職技術者専用ホームページに新規登録したいのですが、どうすれば良いですか?
- A 登録書類の書面作成、又はワードファイルを作成後、財団に提出していた従来の手続をオンラインで処理できるように簡素化致しました。まず、HPの加入申請段階で技術者本人の履歴カードを作成し、登録すると、韓日財団がそれを検討した後、承認の可否をメールで案内致します。承認された方には固有番号を活用したIDが自動に与えられます。そのIDでログインすれば、本人の履歴の照会・修正、企業の求人情報の確認やマッチング申請、進行状況のお知らせなどホームページの様々な機能を使用できます。
- Q 日本優秀退職技術者の登録基準や制限について教えてください。
- A 韓日財団では、生産製造技術全分野の専門技術者(75歳以下)として該当分野での経歴が10年以上、もしくは学士以上の学位を持っていて該当分野の経歴が7年以上ある方を対象に登録を受けております。また、企業の在職者ではなく該当分野の退職技術者のみ、ホームページ又はメールで新規登録することができますのでご了承ください。因みに、企業のコンサルティング会社を運営中の方、又はコンサルタント、個人フリランサーの方も登録対象となります。
- **Q** オン・オフライン諮問料の平均金額は? オンライン指導の場合、平均指導時間は?
- A 新型コロナ感染症の影響に伴い、2020年から非対面形式のオンライン指導に対しても支援を行っています。オフライン指導の場合、1日(8時間準)当たり4~5万円の契約が多いですが、オンライン指導は1日(2~4時間)当たり2.5~4万円、又は1時間当たり8千~1万円程度です。また、資料調査費は別途(実費又は月額制で)支給する場合が多いです。

- ② 新型コロナ感染症の影響がある中、オフライン指導を試みる場合、財団から頂ける費用支援内容について教えてください。
- A 現在、隔離免除入国の付帯経費(PCR検査費用、日本国内での健康診断費用、ビザ申請・ 代行手数料など、韓国入国に必要な検査費用など所要費用の80%)を支援しております。も し、企業が技術者の隔離費用を支援する前提で招聘し、隔離期間が生じる場合は指導期間 の滞在費用の他に隔離期間分(1日8万ウォン)の滞在費も支援致します。
 - * 駐日大韓民国大使館のホームページ(https://overseas.mofa.go.kr/jp-ko/index.do) > 領事/ビザ業務 > 領事部からのお知らせ > 海外予防接種者の隔離 免除書発行のご案内
 - * 2021.11.1.(月)から海外入国者の隔離期間短縮(14日→10日)運営 & 2021.7.1.(木)から海外予防接種者の隔離免除書の発給制度運営
- ② 技術者の事情によりビジネスクラス利用、又は日本国内線からの乗り継ぎが必要な場合、航空 費の支援範囲について教えてください
- A 技術者の招請費用中、往復航空代はエコノミークラスを基準とします。日本国内線からの乗り継ぎが必要な場合は、日本国内航空費を含め支援していますが、ビジネスクラス搭乗の場合は、エコノミー基準の金額のみ支援しております。
- オンライン指導費とオンライン指導の付帯経費の違いは何ですか?
- A 「オンライン指導費」とはZoomなどのウェブ会議ツールを活用し、企業と技術者が非対面で行う指導に対する費用です。「オンライン指導の付帯経費」は企業が事前に要請した内容に対し、技術者が独自に日本内で資料調査をするなど、調査活動の実施に対する経費(現地移動費、資料調査費)を意味します。契約の際、各々の指導費用について両者協議を経て、契約書に明記してください。「オンライン指導の付帯経費」の支援を申請する企業は、技術者に支給した送金証明書など証憑資料の提出が必要となります。



《オフライン(訪韓)指導時》

- 入・出国日に対しても諮問料を支給する必要がありますか?
- A それは企業と技術者の協議の上、決定するものとなります。企業が入い出国日に対し諮問料を支給する場合、財団もその費用を諮問料と見なし、支給することが出来ます。ちなみに入い出国日については、それぞれ半日(0.5日)の諮問料を支給する企業が多数あります。
- **Q** ビザ発行がとても厳しくなりました。ビザは必須ですか?
- A 財団がビザの証憑を要請することはありませんが、外国人の韓国内活動のために法律上、ビザ は必須になっています。

韓国内の滞留期間によってビザの種類は異なりますが、財団技術者の場合(発掘依頼型)、毎月平均4~5日ほど滞留されるので、殆ど「C-4(複数)ビザ」を発行されることになります。ビザ発行の手続きや準備書類は細かく確認し、企業はビザ発行に役立つ「選定事実証明公文」を予め、財団の方に要請してください。

韓国中小企業 技術指導事業

- **Q** ビザの発給にあたって必要な書類や発給手順を詳しく教えてください。
- 日本技術者が韓国内で技術指導を行うためには就労ビザが必要になります。
 - ●ビザの種類







滞在期間が90日以上の長期間就業の場合 E7 VISA(外国人登録が必要)

● ビザ取得方法1 (韓国企業が申請) (滞在期間が90日以上の長期間就業)

手順	実施主体	備考
雇用推薦書の申請	韓国企業→KOTRA (大韓貿易投資振興公社)	- 「雇用推薦書」取得時よりもビザの迅速な発給が可能 - ビザ発給に関しては協力機関であるKOTRAが支援
ビザ申請	韓国企業→出入国事務局	- 管轄出入国事務所ヘビザ申請 (雇用推薦書と諸書類を提出)

● 準備書類

パスポートのコピー、履歴書(英文)、経歴証明書、学位証明書

韓国企業担当

KOTRA・雇用推薦書の発給 (約3週)



韓国企業担当

韓国企業が入国管理局へ雇用推薦書及び関連 書類を提出(約3調)

● ビザ取得方法2 (日本技術者が申請) (滞在期間が90日以下の場合)

手順	実施主体	備考
ビザ申請	駐日本国	1) 審査発給申請書(別紙第17号書式)、パスポート、標準規格写真1枚、手数料 2) 雇用契約書 3) 技術指導をする企業の事業者登録証のコピー又は法人登記簿謄本

- ※ 在外公館の長は、入国目的、招待者の真偽、招待者及び被招待者の資格確認等を審査するた め必要な場合添付書類の一部を加減する場合がある。
- ※ 在日本国大韓民国大使館公式サイト参照



C-4ビザ(マルチプル)の円滑な発給のため、上記の書類と一緒に提出すれば良い書類

韓国企業からの招請状(派遣命令書又は出張命令書) ☞韓国企業へ要請

- 1) どの様な技術を保有している技術者から
- 2) 00 ヶ月間 技術指導を受けたいとの内容の招請状

技術者の学歴証明書・履歴書・経歴証明書・技術士の資格証(ある方のみ)

必須書類ではございませんが、一緒に提出して、C-4ビザ(マルチプル)に役に立ったとの意見がありました。

② 指導期間と報酬はどのぐらいですか?

A 韓国で技術指導期間は平均月1週間以内であり、日本での他の業務にほとんど支障が出ないものと思われます。契約期間は、概ね7ヶ月です。また現地での技術指導等においては日本語通訳が付きますので、言葉の問題はありません。韓国での処遇(技術指導内容、期間、滞在日程、指導料等)は企業と技術者が協議の上決定しますが、平均的には1日4万~5万円程度です。旅費、宿泊費、食費等は韓国企業との合意が必要です。

Q 登録した個人情報はどのように扱われますか?

A 個人情報(氏名、連絡先など)は一切公開されません。 韓日財団のDBでは個人情報(氏名、連絡先など)は載せません。 登録内容は事業目的以外には使用しません。

特許を持っていますが、これを使ってもいいですか?

A 企業側と特許のことでトラブルが発生する場合もあります。特許権を使うことにより企業独自の技術でなくなったり、特に特許を使ったのにも関わらずこれに当る報酬がなかったことからのトラブルがありました。特許のお持ちの方は相談会の際に企業側ときちんと話し合ってくださるようお願い申し上げます。

Q 航空便などの交通費につきましては全て企業の負担になりますか。

- - ※ 企業から航空券購入のリクエストがあるかもしれません。韓国で日本発の航空券の購入は日本で買うより倍以上かかることもあるからです。
 - なので、もし「チケットを買ってきてください。」という要望がありましたら、お手数ですが、航空 代は企業側から必ず精算致しますので、ご協力お願いします。
 - ※ 航空券を予約する際にはできれば海外旅行者保険も入れて予約してください。
 - ※ 企業との航空券の精算には必ず電子航空券(eチケット)及び領収書が必要です。

